

西和賀町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 西和賀町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年度	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度	1564.29 人/km ²	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1区(北川舟)		
処 理 場 数	1(北川舟浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	—		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用量 1,404円(10m ³ まで)従量使用料10m ³ ~20m ³ 迄:1m ³ 当141円 20m ³ ~30m ³ 迄:1m ³ 当152円 30m ³ ~50m ³ 迄:1m ³ 当162円 50m ³ 以降 :1m ³ 当173円 消費税率改制に伴い平成26年4月1日から施行		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	—		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	—		
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2,735 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載
	平成26年度	2,814 円	平成25年度
	平成27年度	2,814 円	平成26年度
			平成27年度
			2,994 円
			3,068 円
			3,126 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	特定環境保全公共下水道事業と兼務
事業運営組織	平成28年4月1日に水道事業及び下水道事業を所管する組織として建設課から独立し、上下水道課が新設された。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場及びポンプ施設における運転操作、監視、点検整備、清掃、トラブル発生時の対応等の運転管理業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	—
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	—

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙平成27年度経営比較分析表の通り

経営比較分析表

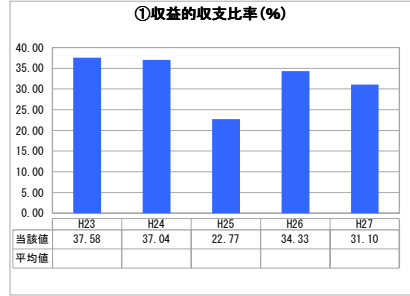
岩手県 西和賀町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	7.21	99.58

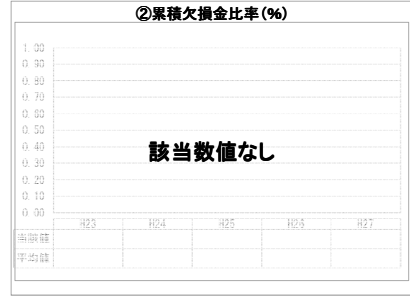
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
6,110	590.74	10.34
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
438	0.28	1,564.29

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	平成27年度全国平均

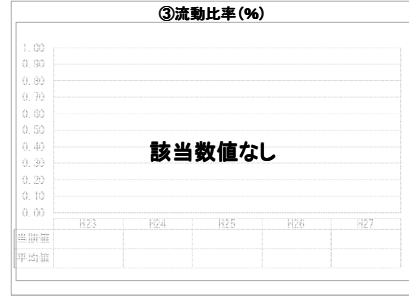
1. 経営の健全性・効率性



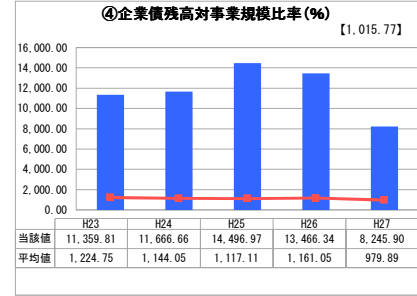
「単年度の収支」



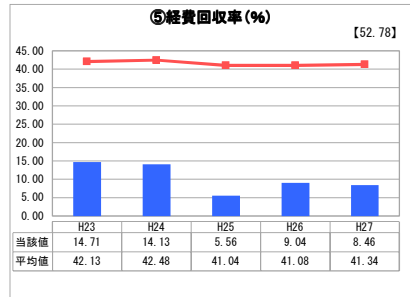
「累積欠損」



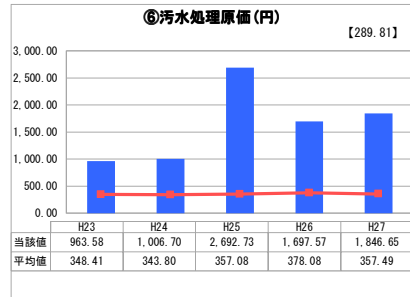
「支払能力」



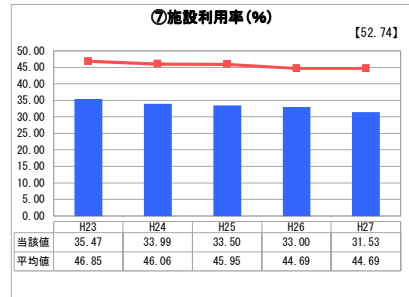
「債務残高」



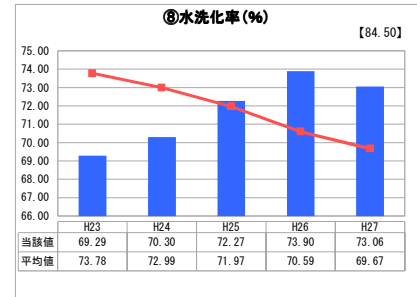
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

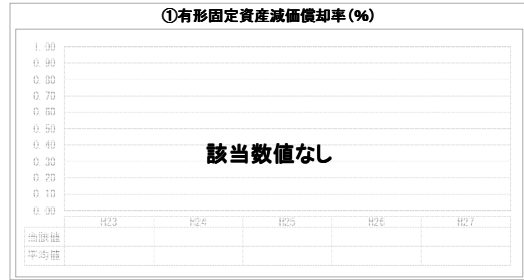


「施設の効率性」

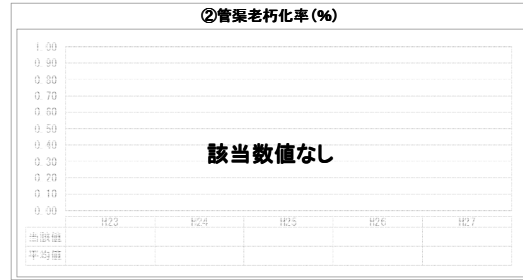


「使用料対象の捕捉」

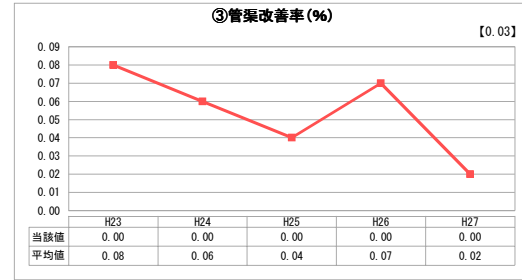
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支は昨年度より減少したが30%台で推移している。
原因として経費回収率が低いことにあり、水洗化率に関しても今回初めて前年度を下回った、処理人口の全体的な減少ともあわせり施設利用率が下がっている。今後は汚水処理原価に係る施設の経年劣化等による維持費の増加が見込まれる。対策としては施設維持費の計画的出資、水洗化率の向上、そして使用料の根本的な改革が必要であると考えます。

2. 老朽化の状況について

本施設は稼働から14年がすぎ処理施設の老朽化が目立ってきており今後も老朽化等による修繕費等が増大していくと予想される為、ストックマネジメント等により現況調査を行い頻度の高い所を優先的にそして計画的に修繕していくことで長寿命化を図りたい。

全体総括

現在の農業集落排水施設はH15年度から稼働し約14年経過している状況である、老朽化に関しては今後必要となるのでストックマネジメント等により調査計画的な補修をしていきたい。
水洗化率が此処に来て減少傾向になっているので今後は接続推進を積極的にしていき、適切な時期に使用料金についての改定も計画していきたい。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

本町では、近年の産業活動の変化や、生活様式の都市化に伴い、町民の生活環境及び自然環境に対する意識が高まっているとともに、町の中心部より下流には、湯田ダム(錦秋湖)を抱えており、その水質汚濁防止や自然保護の面から適正な汚水処理の推進が求められている。

このようなことから、町民に対し、生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質の改善を図ることにとどまらず、生活環境及び自然環境の保全を図るものとする。

【基本方針】

農業集落排水事業の持続的運営

効率的な運営により経営の健全化に努めるとともに、適切な施設管理により施設を保持し、持続的なサービスを提供していきます。

水洗化率の向上

全町的に人口減少が進むことが予測される中、当然、処理人口の減に伴う料金収入の減少が見込まれ、それに対し、経年劣化等に伴い施設の維持管理費が増となるなど、経営的には非常に厳しい状況になってくることが予測される。

農業集落排水事業処理区域における施設整備は完了しており、今後、未接続者の接続に向けた取組みが重要となってくることから、ダイレクトメール、町広報誌等により、未接続者に対し設置に向けた意識の向上に努め、接続者の確保を図るものとする。

危機管理の強化

災害発生時における危機管理体制を強化し、下水道施設の機能維持・早期復旧に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・処理区域内の施設整備が完了していることから、計画期間中の多額な建設改良費は見込んでいない。
・供用開始から耐用年数が経過した施設はまだ少ない為、大規模改修は見込んでおりませんが、電気設備等の修繕頻度が高まっており、今後は破損の可能性の高い管渠やマンホールと共に点検等を行い、計画的な施設設備の更新又は修繕を行う。

② 収支計画のうち財源についての説明

・料金収入については、直近5年間の決算額の推移及び簡易水道事業における有収水量の推計値を基に算出している。
・地理的条件等により、都市部に比較し施設整備に要する経費が嵩んだことにより、企業債元利償還金が多額となっており、経営面でも厳しい状況下にあることから、収益的収支、資本的収支ともに、一般会計からの繰入金により収支の均衡を図る。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・直近の決算額の増減に基づき推計している。
・その他修繕費等は直近5年の決算額の推移を勘案し、推計している。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	
収益的 収入	1	総 収 益 (A)	16,882	16,090	17,736	17,473	16,988	16,547	16,102	15,651	15,249	14,739	14,275	13,808	
	(1)	営 業 収 益 (B)	3,675	3,658	3,621	3,585	3,549	3,514	3,479	3,444	3,410	3,376	3,342	3,309	
		ア 料 金 収 入	3,675	3,658	3,621	3,585	3,549	3,514	3,479	3,444	3,410	3,376	3,342	3,309	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
	(2)	営 業 外 収 益	13,207	12,432	14,115	13,888	13,439	13,033	12,623	12,207	11,839	11,363	10,933	10,499	
		ア 他 会 計 繰 入 金	13,207	12,432	14,115	13,888	13,439	13,033	12,623	12,207	11,839	11,363	10,933	10,499	
		イ そ の 他													
	収益的 支出	2	総 費 用 (D)	16,779	18,826	18,945	17,201	16,774	16,341	15,904	15,462	15,017	14,566	14,111	13,652
		(1)	営 業 費 用	6,577	9,142	9,787	8,579	8,696	8,817	8,943	9,074	9,211	9,353	9,501	9,655
		ア 職 員 給 与 費													
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	6,577	9,142	9,787	8,579	8,696	8,817	8,943	9,074	9,211	9,353	9,501	9,655	
(2)		営 業 外 費 用	10,202	9,684	9,158	8,622	8,078	7,524	6,961	6,388	5,806	5,213	4,610	3,997	
		ア 支 払 利 息	10,202	9,684	9,158	8,622	8,078	7,524	6,961	6,388	5,806	5,213	4,610	3,997	
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
		イ そ の 他													
3		収 支 差 引 (A)-(D) (E)	103	△ 2,736	△ 1,209	272	214	206	198	189	232	173	164	156	
資本的 収入	1	資 本 的 収 入 (F)	32,445	32,912	33,438	34,373	34,568	35,122	35,685	36,258	37,190	37,433	38,035	38,648	
	(1)	地 方 債													
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2)	他 会 計 補 助 金	32,395	32,912	33,438	34,323	34,518	35,072	35,635	36,208	37,140	37,383	37,985	38,598	
	(3)	他 会 計 借 入 金													
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	(6)	工 事 負 担 金	50	0	0	50	50	50	50	50	50	50	50	50	
	(7)	そ の 他													
	資本的 支出	2	資 本 的 支 出 (G)	32,395	32,912	33,438	34,373	34,518	35,072	35,635	36,208	37,190	37,383	37,985	38,598
(1)		建 設 改 良 費				400				400					
		ウ ち 職 員 給 与 費													
(2)		地 方 債 償 還 金 (H)	32,395	32,912	33,438	33,973	34,518	35,072	35,635	36,208	36,790	37,383	37,985	38,598	
(3)		他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4)		他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5)	そ の 他														
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	50	0	0	0	50	50	50	50	0	50	50	50		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
区 分												
収支再差引 (E)+(I) (J)	153	△ 2,736	△ 1,209	272	264	256	248	239	232	223	214	206
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	4,465	4,618	1,882	673	945	1,209	1,465	1,712	1,951	2,184	2,406	2,621
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	4,618	1,882	673	945	1,209	1,465	1,712	1,951	2,184	2,406	2,621	2,827
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支黒字 (P)	4,618	1,881	673	945	1,209	1,465	1,712	1,951	2,184	2,406	2,621	2,827
(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	34	31	34	34	33	32	31	30	29	28	27	26
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	3,675	3,658	3,621	3,585	3,549	3,514	3,479	3,444	3,410	3,376	3,342	3,309
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
本町 他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	618,610	585,698	552,260	518,287	483,769	448,697	413,062	376,854	340,064	302,681	264,696	226,098

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
区 分												
収益的収支分	13,207	12,432	14,115	13,888	13,439	13,033	12,623	12,207	11,839	11,363	10,933	10,499
うち基準内繰入金	13,207	12,432	14,115	13,888	13,439	13,033	12,623	12,207	11,839	11,363	10,933	10,499
うち基準外繰入金												
資本的収支分	32,395	32,912	33,438	33,973	34,518	35,072	35,635	36,208	36,790	37,383	37,985	38,598
うち基準内繰入金	32,395	32,912	33,438	33,973	34,518	35,072	35,635	36,208	36,790	37,383	37,985	38,598
うち基準外繰入金												
合 計	45,602	45,344	47,553	47,861	47,957	48,105	48,258	48,415	48,629	48,746	48,918	49,097

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	事業の継続性を確保する為、公共下水道との統合について検討していきたい。
投資の平準化に関する事項	—
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	・全町的な人口減少に伴い処理人口の減が推測されることから、使用料金は減少傾向になると見込まれる。また、経年劣化等により施設、設備の維持管理費の増が見込まれる状況にある。事業全体の経営状況の推移を適切に把握し、適正な受益者分担を考慮しながら、料金改定について検討を行う。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在まで実施している民間委託を継続しながら、新たな制度や取組により更なる民間活力の活用、導入について検討する。
職員給与費に関する事項	事務事業等の見直しを図り職員の適正配置等を検討する。
動力費に関する事項	今後も更なる効率的な運用を図っていき、必要に応じて修繕や更新等により削減に努める。
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	計画的な施設設備のメンテナンスを実施し、修繕費の抑制に努める。
委託費に関する事項	現在まで実施している民間委託を継続しながら、新たな制度や取組により更なる民間活力の活用、導入について検討する。
その他の取組	—

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理を行うこととし、5年おきに見直しを図る。
---------------------	------------------------------